

中世後期のひにんと河原者

青 盛 透

はじめに

古代末期・中世の葬送に遺棄の形態があったことについては、すでに勝田至の研究によって詳細にされ、⁽¹⁾また葬送とそのままつながる墓制についても近年水藤真の総合的研究があつて、⁽²⁾葬送・墓制の実態的側面はかなり明らかにされてきたといえる。葬送自体が遺棄であつたかどうかについては、疑問視する水藤の意見もあり、まだ未解明の部分があるが、このような葬送にひにんが関わる形態が完成していたことは、さまざまな史料から明確になつて⁽³⁾いる。

元来、ひにんは乞食の人々である。『小右記』長元四年(一〇三二)三月十八日条に見られるように、寺院参詣のうちに貴人が清水坂下の者に施行をおこなつた記事はしばしばみられるが、ひにんの葬送関与は必ずしも明確ではない。鎌倉期になつて建治元年(一二七五)八月十三日に、叡尊が坂ひにんと殺生禁断を契約したとき、

その起請文に「諸人葬送之時、所令隨身於山野、具足者雖罷取、号無其物、群臨葬家、責申不足事」とあることから、⁽⁴⁾おそらくひにんによる葬送随行が古くから慣習化していたと推測されるのみである。ひにんは葬送に随伴して、なんらかの形態で埋葬に関係し、供物・具足を施主から取得することが権利化していたとみるべきであろう。

これに対して、馬田綾子が明らかにしたように、⁽⁵⁾室町期の京内有力寺院僧侶の葬送は、清水坂ひにんの坂奉行によって管理されていた。清水坂とは別に、田良島哲も蓮台野の葬送権の存在を指摘している。⁽⁶⁾菅原憲二の研究によれば、近世に浄土宗寺院は坂に負担金を支払って葬送を認められ、坂の権利は、十七世紀末まで継続していたとされる。⁽⁷⁾

十六世紀前半、摂津国尼崎菩提寺墓所では、三昧聖が火屋の管理や埋葬に携わっていた記録が残っている。⁽⁸⁾この時期の京都でも、蓮台野では千本蓮台寺涅槃堂式目に三昧聖らが火葬と埋葬に携わり、礼銭を受理していたことが知られている。⁽⁹⁾京都近郊の葬地については、勝田至の研究の成果がある。従来未詳とされてきた鳥辺野の墓所についても、勝田至によってかなり詳細にされた。⁽¹⁰⁾しかし、葬送とひにんの関係は、中世末期まで深いものがあつたことは認められるものの、その関係についてはまだ未解明の部分も多い。

ひにんの職能はキヨメであり、その本質は死穢のキヨメであるといわれてきた。しかし、中世のひにんの職能は多様にわたっており、単純ではない。葬送の問題にしても、時代が新しくなるにしたがって、寺院に所属して直接埋葬に関与していく姿は鮮明になっていくが、かれらの権利の原初的形態は、むしろ葬送・法会の施行を受ける権利であり、清水寺など寺院の所属とは無関係であったのではないだろうか。ここでは、中世の二

つの被差別民とされるひにんと河原者の職能を取り上げ、かれらの職能の発生がどこにあるのか、そして彼らの本来的な所属はどこにあるのかという点について、再検討してみたい。

第一章 西岡宿神人と疫神祭

山城国西岡ひんにについては、以前、網野善彦が塩売り商人として触れたことがある。⁽¹¹⁾ 彼らは石清水八幡宮の宿ひにんといひ、石清水文書の貞享四年(一六八七)、善法寺央清が江戸表で寺社奉行にひにんを説明し、つぎの記載のように近世には宿神人と称される下級神人として処遇されていたことがわかる。⁽¹²⁾

一、右之宿村神人と存候儀者、八幡宮年中二十四節之御神事之記録之内、(中略)此祭ニ鵜殿之宿村随神事に罷出候、今以其通ニ候由、惣而宿と申ハ、下列之役人神事之時非常為警固之罷出候、

一、鵜殿村ニ而除地之事御神領御朱印之内ニ而者無座候、(中略)彼宿唯今放生会ニも外之神役ニ而不罷出候へ共、毎年正月十九日之疫神会ニ相詰申候、此宿も公文所補任ニ而御座候、

一、八幡宮御遷宮之自分者、城州西ノ岡之上野村と申所之宿之者、御神役相勤申候、放生会者私社務当職之内願申上御再興被 仰付候年者上野鵜殿両宿罷出候、從翌年者西ノ岡宿之者・鵜殿之宿者御神役相勤申たる儀無御座候とて押へ申、社務へも書付上申たる様ニ承候、(以下略)

卯四月十一日

田中権僧正 印

寺社御奉行所

この説明によると、鵜殿と西岡のひんが祭礼警固役の宿神人として動員され、西岡とは上野という地域であることがわかる。また別の口上書にしたがえば、これ以外にも撰州梶原村に八幡宮宿神人が存在した⁽¹³⁾。宿は近世では一般に「夙」の文字が当てられるが、中世のひん宿からきていることはすでに明らかにされている。彼らは八幡宮公文所から補任されたもので、延宝七年（一六七九）八幡宮放生会が再興されたときの記録にも、行列の末尾に宿者の記載があるから、ひんが八幡宮所属の下級神人として動員されていたのはたしかである。しかしこの八幡宮とひんとの関係は、あきらかに中世に遡るものである。大永五年（一五二五）十一月十四日、八幡宮の遷宮神事の際には、現実に西岡宿神人役五十人の出仕を宮寺政所から求められている⁽¹⁵⁾。

宮寺政所下 西岡五拾人

可早依例勤仕来十一月十四日遷宮宿神人役之事

右件神人役、任大会之例、可參勤之状如件、

大永五年十月日

また永仁四年（一二九六）九月日『宮寺式条抄』には、神人奉行事の事書のさまさまの神職諸役のなかに「下部非人」の名があり、延慶元年（一三〇八）十二月十五日付前左大将源具守御教書にも「境内散所法師」が正月十四日夜に鬼形の達魔以下の役を負担していた記載がある⁽¹⁶⁾。すでに鎌倉後期には、八幡宮にひんが役をもつて配置されていたとみられる。なお、至徳三年（一三八六）三月二十五日には室町幕府が「濫僧」の山上居住を停止している⁽¹⁷⁾。濫僧はひん別の別称であるから、八幡宮のひんの常住は確実となろう。

先述した延宝の田中要清覚書に、八幡宮毎年の正月十九日の疫神会に詰めたというのは、近世の年中行事を

紹介した版本にしばしば掲載されている。延宝四年（一六七〇）刊行の『日次紀事』正月十八日石清水の条には、つぎのように表記されている。

宿院頓宮前預建榦数千本、表疫塚也、入夜宮守座神人各内背圍榦而立、凡宮守上首謂一行事、其次称二行事散行事、古以火煤此榦、是禳疫之義也、於今雖無煤之、依旧圍立ツ神人ヲ謂背灸衆、人頓宮北門下西岡宿者左右列座、其前安祓棚、祓參詣之人、而記人之齡支干於小木札、添諸人所捧之錢而投疫塚之内、古此札与疫塚焚之、是禳疫義也、

疫神祭は石清水の重要な行事で、八幡宮頓宮に榦数千本をたてて疫塚をつくり、参詣人は年齢と干支を書いた木札に賽銭をつけて疫塚に投じ、西岡宿者が頓宮北門下に詰め、これを焼却する行事があった。文化三年刊行の『年中行事大成』¹⁸⁾にも「八幡疫神齋」の項目に、『日次紀事』同様の記事があり、この行事は畿内周辺ではかなり知られたものであったとみられる。しかし、この疫塚の焼却という疫神行事の中心的な作業は、一般神官ではなく西岡宿神人のみに任される専門の役であったことに注目すべきではあるまいか。

石清水の疫神信仰は、中世後期にはすでに広く定着していたものであった。たとえば、興福寺大乘院門主經覚は、疫神祭が近づくとき、自分が身につけた衣類と賽銭を代参者にもたせ、疫神祭に派遣している。寛正二年（一四六一）正月の例では、六十七歳であったため六百八十八文の錢をもたせたといひ、例年の代官元次が三十三歳の厄年というので派遣できず、別人を交替させたという。年齢に一つ足すというのは年越しの節分行事にもみられるもので、『宗長日記』には連歌師宗長七十九歳のとき、「かぞふれば 我八十の雑事錢 疫とていかがおそしやるべき」との句がみえ、錢を年齢に一つを加え包んで、疫落しに軒付けにやってくるひんに渡す

習慣があつた。経覧はその後も毎年のように疫神祭に使用人彦太郎を代参者にして送り続けている記事がみえ、疫神信仰はかなり広範囲に拡まつていたとみられる。

一、今日於八幡為落年災毎年進代官、当年事元次卅三厄也、可事付之条不可然間、下人知了、必可参之由仰付了、厄者ヲハ為代官不進事也云々、当年六十七歳之間、六百八十八文加用钱加遣之由仰含了、帶出了、⁽¹⁹⁾

一、明日爲落厄、如例年進代官於八幡、彦太郎也、用途七十六、粮物十五疋遣了、十市又遣之、⁽²⁰⁾

一、爲扨年厄進代官於八幡了、彦太郎也、當年七十八歳也、用途七十八文、道粮物百七十文下行了、⁽²¹⁾さて中世の疫神祭については南北朝期の訴訟⁽²²⁾があり、以下のように宿神人の活動を知ることができる。

自公家御尋之間、注進候、

注進

去正月十九日神事最中喧嘩

件神事之最中之下部衆与山法師号犬神人、喧嘩出来、両方互令刃傷歟、凶両三下部一両被疵畢、乞凶法師等陸梁之余、発向社務通清法印之棧敷、切落簾、狼藉之間、通清以下出仕之所司神官等悉用散、狼藉人等又退散、其後奉行之所司少々令還着、所残之神事如形令執行畢、被疵之下部一人、翌日落脱カ命、乞凶一人後日死去之由、近日令風聞、抑伝承喧嘩之濫觴、会场之幣物者、臨相撲之刻限、為下部之役撤之、運出御供所之巽角辺、則於其所、為犬神人之沙汰、令焼上者例也、而今度彼幣物少々下院与廻廊之間取置歟、仍撤去之間、奉行之神官光貞差遣下部、加制禁之刻、此喧嘩例出来云々、至例所撤去之幣物者、依喧嘩当

日不焼上、後日為非全沙汰焼之歟、右会場之式、瀧清不令見物之間巨細雖不存知、所承及大概注進如件、

建武二年二月六日

この史料にある犬神人によって焼き上げられる「所撤去之幣物」が疫塚であることは明白で、近世『日次紀事』の疫神祭の記事を比較すれば、疫神祭の原型がすでに中世にさかのぼることがわかる。建武年中に石清水八幡宮には犬神人が存在して疫神祭と深く関わり、疫神祭の過程で会場の幣物を焼却するならわしがすでにあったという。会場の幣物はおそらく近世の疫塚と推測され、宿神人は祇園社と同様に犬神人の称号があったらしい。

このような宿神人の中世における活動をみると、かつて網野善彦によって塩売り商人として紹介された史料が参考になる。⁽²³⁾ 網野は北風文書と八坂神社文書の断簡(北風文書乾と八坂神社文書上一二五三号)が一通のものとしてつながらることを論証し、その内容の主な部分はずぎのようなものである。

畏申上候

抑就商売之事、淀魚市方与西岡宿人等子細一端申上候、当坂者事 山門西塔院転法輪堂寄人、祇園御社犬神人而、当初忝延喜御門以来、於一天下之内、先正月元三日より中御門にて、任恒例不変之儀、諸人集申万歳物売賦砌二万民これを買取、一年中の試と千種万歳延齡、寿命長遠之御祝言、最初世上無某其カ隠候哉、然間今般題目者、普代百姓西岡宿者、年来塩売買仕候処二、近年始淀魚市之御方様公事を可被召由蒙仰候条、言語道断希代之御所行与驚歎之次第候、惣而諸国関々橋賃船賃以下悉不致其沙汰申候、如此之御扶持要脚をもて、毎度山王大師別而祇園御社奉公諸役二令參勤仕申候、殊二彼宿者加様之致商売、当坂

鎮守大伽藍仏供灯明同長棟非人湯粥等にも施行仕候、浅(間脱カ)者既望飢之者、当公方様へも事次申上、初て可然御慈悲広大之施行、普広院殿御建立候て被下候長棟風呂等早及大破候間、申上度折節候、一道之人非人之事候、被聞召候者畏入候、(中略)不限当国、八十八ヶ国末宿中には或船にて東国は駒蹄至まで、西国者波路之末、千嶋百嶋まで無其煩候処二、

長文の引用となったが、西岡宿が山門西塔転法輪堂の寄人で祇園社犬神人であったこと、正月には京の中御門の通りで恒例の延命長寿祈願の販売店が出る習慣があつて、品物は不明ながらも、犬神人も吉例の祝賀品を販売する店を出していた。そして西岡宿者はこのような売買するのは、清水坂鎮守大伽藍仏供灯明や清水坂の長棟堂非人の施粥料とするためであつたといふのである。この訴状にある淀魚市公事については、『実隆公記』永正七(一五二〇)年四月四日条に「塩合物公事於西岡執之、三分一分同可致執沙汰之由水谷帯刀左衛門六角、チ申之」と関連記事があり、淀市の本所であつた三条西家から西岡に公事を賦課していた事実が確認されるが、西岡は塩だけではなく、むしろ塩合物も取り扱つていたようである。中御門の通りは、後世上魚棚通りとなることも考えあわせる必要がある。

このような西岡宿神人の複雑な立場は、彼らが八幡宮に人格的な支配を受けていたのでもなく、山門や清水坂からも直接支配を受けるものではなかつたことを推測させる。

石清水八幡宮の大会料封戸本役納錢帳(24)に、

納 八幡宮大会料封戸本役事

合壹貫文者、

山崎 右、為水船坊沙汰、所納如件、

年号八月十三日比 公文所 □ 判

文言同前、

合壹貫文者

西岡 右、くかいのたつみ方、為沙汰所納如件

同之、

とあって、西岡宿神人が八幡宮で公界の辰巳とも呼ばれていたことがわかるのである。上野のひにんは、山門西塔院転法輪堂寄人であり、さらに祇園社犬神人であり、八幡宮の宿神人であるという、重層的な関係は公界者としての中世ひにんの大きな特徴と考えるべきであろう。ひにんは公的な存在であった。彼らは朝廷の保護とそれに対応する課役が本来あったはずで、朝廷の機能の低下に応じて、いつしか大寺社への所属がそのまま重なっていった状況が想定されるのではあるまいか。

そして伝染病によってつぎつぎと人々が倒れていくなか、まさに死者が死者をよぶような現実を体験した古代末期・中世の人々は、その正体を疫神と意識せざるをえなかった。『今昔物語』に出てくる疫神は、あきらかに御霊信仰に基づくもので、伴善男である。

今昔、(中略)或ル所ニ膳部シケル男、家内ノ事共皆ナシ畢テケレバ、亥ノ時計ニ人皆静マリテ後、家へ出ケルニ、門ニ赤キ表ノ衣ヲ着冠シタル人ノ、極ク気高ク怖シ気ナル、指合タリ。見ルニ、人ノ躰ノ気高ケレバ、誰トハ不知ネドモ、下臈ニハ非ザメリト思テ、突居ルニ、此ノ人ノ云ク、「汝デ、我レヲバ知タリ

ヤト。」膳部、「不知奉ズ」ト答フレバ、此ノ人亦云ク、「我レハ此レ、古へ、此ノ国ニ有リシ大納言、伴ノ善雄ト云シ人也。伊豆ノ国ニ、被配流テ、早ク死ニキ。其レガ行疫流行神ト成テ有ル也。我レハ心ヨリ外ニ公ノ御為ニ、犯ヲ成シテ、重キ罪ヲ蒙レリキト云ヘドモ、公ニ仕ヘテ有シ間、我ガ国ノ恩多カリキ。此レニ依テ、今年天下ニ疫放章⁽²⁵⁾テ、国ノ人皆可病死カリツルヲ、我レ咳病ニ申行ツル也。汝ズ不可ズト云テ、搔消ツ様ニ失ニケリ。

このような疫神への恐怖は、死者への接触を極端に厭い、棄死といわれる古代末期中世の葬送と深い関わりをもっている。キヨメと総称されるひにん等は、人々が死者への接触を厭う社会において、死者に触れることのできる存在として位置づけられることになる。鎌倉期の奈良坂・清水坂ひにんの相論において、奈良坂側が清水坂側の訴状に反論した陳状⁽²⁶⁾のなかで、奈良坂側の清水寺放火を「雖為非人、争又不顧逆罪哉」と非難するのに答えて、「但、非人之不亡一事土申事母候歟」と述べた文章があつて、この読みは未だ確定していない懸案の一文となつている。そういったのは「昔事爾候気留歟」とあるから、かつての慣用句であつたことは誤りないところである。筆者は「亡」の文字を「忌」と読む方法を、以前提起したことがある⁽²⁷⁾。この読みでは「但、非人之不忌一事」となり、『江談抄』における葵祭りの放免の華麗な装束に対する質疑応答で、その理由を「非人之故、不憚禁忌也」と答えたことと対応するように思う。かつて非人が一般の人々と同じ禁忌を守らないとする言い回しがあり、一般の人々の禁忌を代行させる論理となつていたと考えたい。葬送・掃除・皮剥きという禁忌が、前近代社会において社会の底辺の人々の職能とされることは、当時では当然視されたのではないだろうか。西岡宿神人が石清水八幡宮で一般民衆の疫を引き受けて疫塚をつくり、それを焼却して疫の退散を演出

してみせる神事も、この禁忌と深い関わりをもつものであろう。ひにん系の歳末年始の芸能の大半は、このような厄除けの行事であり、普段出入りに差し障りのある人々が祝賀の儀礼に関係するのは、権門の疫落しのためと考えられる。

『尋尊大僧正記』寛正四年（一四六三）十一月二十二日条に、「猿楽・アルキ白拍子・アルキ御子・金夕、キ・鉢夕、キ・アルキ横行・猿飼」を七道者とし、これらの職掌は奈良興福寺大乘院家の五ヶ所十座声聞師の進退権に属すると明記するが、別に文明九年五月十三日条には「陰陽師・金口・曆星宮・久世舞・盆彼岸経・毘沙門経等芸能」を七道物と記している。かつて指摘しておいたように、七道者は七つ芸能の教値に起因することばではなく、諸国七道を自由に旅渡らうとする権利をもつひにんを意味することばであろう。このようなひにんの雑芸能は、人を楽しませることを主たる目的としたものではなく、呪術性こそが本質である。

第二章 室町幕府のひにん動員体制

散所の研究については、二〇〇四年に世界人權問題研究センターから『散所・声聞師・舞々の研究』が発刊され、各地の散所を個別に整理再検討された総合的研究が行われている。ここではその成果に重複するところが少なくないが、筆者と論点が少しちがうところがあるので、ひにん散所について重複を恐れず論じてみることにする。散所のすべてがひにん身分ではないことは、すでに定説化している。しかし嘉元二年（一三〇四）八月、「後深草院崩御記」に後深草上皇の葬儀に際して実行されたひにん施行では、蓮台野、悲田院、獄舎、清水坂、

大籠、散在、散所という京中の部署と人数が明記されている。十四世紀前半には京中のひにん総数二〇二七人
といい、散所一八〇人とある。貞治三年（一三六四）五月、光厳上皇が重病となったとき行われた冥道供に、初
日大籠、二日目非人、三日目散所非人に施行されている。散所がひにん散所を意味したことは明らかであり、
ここで散所というとき、原則的にひにん散所を意味している。

さて東寺散所については、宇那木隆司が前掲書ですでに指摘しているように、正和二年（一三一二）後宇多上
皇による八条院町寄進を起点とし、文保元年（一二二七）には八条烏丸散所法師が寺家の掃除役を対禪したこと
によって譴責された事件が発生している。この翌年九月、後宇多上皇によって寺辺の散所十五人を掃除散所と
して寄付され、従来これが東寺掃除散所の初見とされてきたが、現実には掃除散所の設置は正和年中に遡り、
さらにこの年に強化されたものと考えられる。その後、室町期に入ってもこの散所は継続して東寺に属し、掃
除散所法師の名前が残る。しかし、この掃除散所については、東寺も必ずしも排他的な占有権を得ていたわけ
ではない。

宇那木の検証によると、暦応二年（一二三九）に光厳上皇院宣によって東寺散所の他役免除が確認されたが、
その後も永徳元年（二三八一）十月四日付の管領斯波義将奉書には「為楼舎築地、雑色等致催促云々」とあって、
侍所頭人一色詮範に停止を命じ、応永九年（一四〇二）七月四日の管領畠山基国奉書では「他役免許之処、近年
課役繁多云々」とあって、幕府より他役催促の停止が侍所頭人土岐頼益に命じられている。⁽³⁰⁾この種の奉書は度
々発給されているから、掃除散所への課役はすべて免除されているはずであるが、少なくとも掃除散所法師と
いう存在が侍所から賦課対象であることは確実である。「二十一供方評定引付」嘉吉三年七月五日条には、九

条散所が公方築地役のため動員されかけている。⁽³¹⁾ 朝廷や幕府からたびたびの免許を受けた東寺においても、散所への課役の危機は常に存在したことは安易に見逃すことができない。このような公権力支配については、すでに松尾剛次が「天皇支配権と中世非人支配」の論考のなかで指摘している。⁽³²⁾ 筆者もこの見解に従いたい。

散所法師と公役賦課の関係は、もちろん東寺のみではない。北野社西京散所も同様の事情が認められる。西京散所については『散所・声聞師・舞々の研究』に山本尚友の論考があり、散所成立事情について詳細に論じられている。この研究によれば、初見は応永四年（一三九七）八月三日で、足利義満の北野社祭礼見物準備のため掃除役に西京散在法師をあてるといふものである。⁽³³⁾ 史料不足により、散所設置の起源や事情は未詳とされているが、東寺同様に南北朝を遡るものである可能性は高い。

また長享三年（一四八九）二月二十四日、経堂の掃除散所であった北野社西京散所が壬生官務堀の工事に動員され、北野社から幕府へ問い合わせが行われている。⁽³⁴⁾ このことは相国寺のような禅宗寺院でも同様であった。寛正四年（一四六三）七月には相国寺御霊之前散所は足利義満以来免許地であったが、公役が侍所から賦課され、⁽³⁵⁾ 所司代と交渉して免除された。同六年十一月にも天皇即位によって内裏掃除役を賦課されることになり、所司代に免許を求めている。⁽³⁶⁾

洛中ではないが、醍醐寺散所については、『散所・声聞師・舞々の研究』に山路興造の詳細な論考が掲載されている。この論考によると、『醍醐雑事記』巻五の記載により十一世紀後半に桂御房が山科散所十人を付属したのが最初とされる。山科散所の経由は複雑で、のちに白河北殿の「庭弘」として寄進されて混乱が生じている。この散所は摂関家散所の一部で、権門から散所が寄進されるという例は珍しい事例となる。醍醐寺散所

にはもう一か所散所があり、西惣門并河林寺散所という散所の名がある。千秋万歳という芸能を出していた散所であるが、内容がわかるのは西惣門散所で、初見は貞和二年（一三四六）三月九日の『賢俊僧正日記』の記事であり、三宝院の庭の泉石を修理したとある。山路の指摘によると、時代はさがるが、永祿三年（一五六〇）には掃除料を下行された記録があるから、西惣門散所も掃除散所であった。しかし、この散所の起源や寄進の経由についてはほとんど記録がなく、残念ながら明らかにできない。

一方第一章で述べたように、石清水八幡宮の宿ひにんの原型も、散所法師であった可能性は高く、南北朝以前に有力な諸寺社に散所法師が配置されていたとみることができる。しかし、京中にあたらぬこれらの散所は、侍所の支配を受けたわけではなく、京中の散所と同様の事情になかったことが推測される。

このように散所ひにと掃除散所を検討してみると、京中の散所の場合は、まず朝廷から寄付されたものであり、南北朝期以降は京中支配を掌握した室町幕府侍所の関与を受けるのが前提となっていたことがわかる。残存の史料の大部分は、侍所の諸役免除を伝えるものであるが、侍所が京中散所を動員して諸役に使役する権限をもっていたことは確実である。十四世紀前半に二千人いたとされるひにんについて、侍所がどのような対処していたか、残念ながら明らかにできないが、散所ひにんに対する動員体制がある以上、京中ひにんに対して権限をもたなかったとは推測しがたい。応永二十八年（一四二二）二月の飢饉に、五条河原に飯屋を建ててひにんに施粥を行ったのも、寛正二年（一四六二）二月、六角堂において願阿彌に施粥を行わせたのも、室町幕府であった。京中支配権を掌握した侍所は、ひにんに対する管掌権を確立していたことになる。

第三章 河原者の動員体制

葬送に関連したのはひにんのみではない。応安四年（一四七二）四月、北小路万里小路にあった智恵光院あたりで、河原者が死者の衣装を取得したことを契機に、葬送の既得権を主張する犬神人が押しかけて、侍所で双方が対決して河原者が勝訴したという事件が発生している。河原者は葬送権をもっていたとは断じえないが、ひにんと同様キヨメとして穢物掃除役を権門から命じられることがあり、土一揆死者の取り片付けを命じられることもあった。⁽³⁸⁾ 河原者の職掌は、皮革生産、履き物作り、井戸掘り、庭者と多様であるが、室町幕府は河原者を行刑役として編成していたことは、よく知られている。

応永六年（一三九九）四月二十六日、將軍の宝剣を盗んだ犯人が捕らえられ、荷車に乗せられて大路を引回され、所司代騎馬者・小舎人・雑色数多に河原者数百人が前後を警固したとある。⁽³⁹⁾ 行刑役は京都市中の警察権をもつ侍所の管掌で、動員される河原者の人数については、『基恒日記』に嘉吉の乱の関係者の梟首に河原者が千人武装して警固したとみえる。侍所の罪人処刑に、河原者が随行して警固するのは慣例であった。『山科家礼記』文明十三年（一四八二）四月二十六日条には、足利義尚邸に侵入した盗賊二人が車に乗せられて一条町から六条河原まで、七条道場の十念聖が立会い、所司代以下七騎の警固し、六条河原で首を切るなど、詳細な処刑手順が記録されている。⁽⁴⁰⁾

しかし室町幕府による河原者の動員は、行刑役のみではない。東山山荘の庭木集めのため、各地に河原者が

派遣されたこともよく知られている。また延徳二年（一四九〇）五月、足利義視が日野富子との争いから、京都小川御所を破壊させたとき、数百人の河原者が動員されたと伝える。⁽⁴¹⁾『鹿苑日録』明応八年（一四九九）八月九日条に、松崎・福枝両郷の堀のため、幕府奉行人松田頼亮に相談して河原者を動員して掘らせている。幕府は河原者に対して夫役賦課権をもっていたのであろう。

ところが、このような数百人という河原者は、すべて幕府直轄であつたものであろうか。

明応三年十月、六条河原で土一揆参加者が梟首されたことがあつた。警固にあたつていたとみられる河原者と見物衆とがなにかの事情で争いとなり、見物人が殺害される事件が発生した。この河原者は直ちに捕らえられたが、その所属は所司代浦上氏の庭掃きであつたという。⁽⁴²⁾また山科家に庭木を集めにきた足利義政の河原者に「おとな」役もいた。⁽⁴³⁾つまり、侍所が警固に動員する数百人の河原者を動員したというが、それは直属常備軍としての河原者ばかりではなかつたことになる。この事例と同じく中世後期の奈良では、三党者という被差別民が興福寺衆徒によつて動員される体制があつた。三党者の内容は河原者や宿ひにんや声聞師であり、かれらは常時興福寺に抱えられていたのではなく、日常的には興福寺諸院家など権門にしたがう人々であつて、必要に応じて動員される機構となつていた。⁽⁴⁴⁾おそらく、幕府も常時河原者を抱えていたのではなく、諸権門出入りの河原者を動員する機構を用意していただろうか。『信長公記』にも天正七年（一五七九）の荒木一族処刑は、侍所の処刑とほぼ同様の方法で記されており、豊臣政権においても河原者の動員があつて、『兼見卿記』天正十一年十月五日条には、前田玄以が諸家出入りの河原者を使役するのは、足利義昭のときの例によつたものと語つたという。足利義昭の槇島城築城のとき、吉田家も諸権門の河原者が一人ずつ徴発されたのは事実と

認めている。

ところで、朝廷に関わる罪人の処刑に際しては、侍所が執行する場合も、公家実検と称して検非違使が立ち会う慣習があった。たとえば文安五年（一四四八）正月二十三日、検非違使が処刑された首を実検するため河原に出向いている。ひにんの動員は、侍所成立以前、検非違使庁の管掌権に属したことを示すものであろう。なお、長享二年（二四八八）八月二十一日夜、將軍義熙を前に夜話会があり、奉公衆後藤佐渡守が「綴法師」という人物について次のような話を語りはじめた。

五条橋下有社曰、夏禹廟、在水辺之故云爾乎、後藤佐渡云、綴法師天下悪党也、依六波羅命、我先祖縛之、使燕丹誅之、故燕丹之社云々、樹公云、凡屠牛馬食人之残者号穢多、蓋経文也、燕丹云非也云々、

河原者（また）の名称が現れるのは鎌倉後期からとされるが、綴法師の物語の興味深いのは、河原者を使役して行刑したのが六波羅探題であるということになる点にある。検非違使庁が河原者を使役していたとする史料は、管見のかぎり見いだすことができない。河原者の活動が明確になるのは、南北朝期少し前からといえるであろう。この夜話の根拠は不明であり、綴法師の名も他の文献で見いだすことができない。しかし、丹生谷哲一氏が指摘しているように、⁽⁴⁶⁾南北朝期以前、ひにんの管掌権を掌握していたのは、明らかに検非違使庁である。鎌倉中期以降、六波羅探題が京中支配を強めようとするとき、新規に河原者を組織して動員した可能性も否定できない。もしそうであるなら、六波羅探題の機能を継承した室町幕府が、河原者の動員体制を掌握したは当然となろう。

むすびにかえて

中世の葬送を担うひにんと行刑役の河原者について、中世後期のあり方を論じてみた。石清水八幡宮に所属したひにんは、公界者とよばれる公的な存在で、朝廷から散所ひにんとして八幡宮に預けられた人々であった可能性が高い。彼らの職掌は一般の人々の恐れる疫神を一手に負うことであった。ひにんの実体は乞食であり、朝廷は彼らを救済の対象とする一方、統制の対象とした。権門に掃除散所として寄進される散所ひにんは、本来朝廷に管掌される人々としての側面を残し、中世後期になっても権門に使役されるばかりではなく、検非違使や六波羅探題の権限を継承し、京中支配権をもつ室町幕府侍所によって夫役等が賦課される立場にもあった。ひにんは公的な存在として、公権力から動員の対象となっていたと見なすべきであろう。

また中世後期になってその存在が明確となる河原者も、すべてが幕府に所属するものではなく、やはり諸権門に属するものも侍所から夫役や行刑役が賦課される立場にあったものとみられる。近世の被差別民が、所司代や奉行所に使役されていく原型は、すでに室町幕府に形成されていたとみなすべきであろう。中世後期のひにんと河原者を対象としてきたため、その前提となる検非違使庁や六波羅探題との関係については、十分に論証することができず、推論にとどまることが多かった。未解明の部分については今後の課題としたい。

注

- (1) 勝田至『日本中世の墓と葬送』吉川弘文館 二〇〇六年、また黒田日出男『姿としぐさの中世史』も同じく遺棄として中世の葬送をとらえている。
- (2) 水藤真『中世の葬送・墓制——石塔を造立すること——』吉川弘文館 一九九二年
- (3) 下坂守『中世非人の存在形態——清水坂「長棟堂」考』（『芸能史研究』一一〇号）一九九〇年
- (4) 『感身学正記』
- (5) 馬田綾子『中世京都の寺院と民衆』（『日本史研究』二三五号）一九八二年
- (6) 田良島哲『大徳寺の葬儀と蓮台野』（『京都部落史研究所報』五五号）一九八二年
- (7) 菅原憲二『近世前期京都の非人——悲田院年寄支配を中心に——』（『前近代京都の部落史』部落問題研究所編）一九八七年
- (8) 大覚寺文書 天文元年十一月三十日付 撰津国尼崎墓所置文案（『部落史史料選集』第一巻古代・中世編所収 部落問題研究所編 一九八八年）
- (9) 注(6)参照
- (10) 注(1)参照
- (11) 網野善彦『非人と塩売』（『年報中世史研究』四号）一九七九年
- (12) 『大日本古文書』家わけ 石清水文書之三 一〇七八 田中要清覚書控
- (13) 『大日本古文書』家わけ 石清水文書之三 一〇七七 善法寺央清口上書、五〇六 田中某口上書
- (14) 『石清水八幡宮史料』資料三
- (15) 『大日本古文書』家わけ 石清水文書之六 菊大路文書 二六〇 石清水八幡 宮寺政所下文帳
- (16) 『大日本古文書』家わけ 石清水文書之一 三三七

- (17) 『大日本古文書』家わけ 石清水文書之六 菊大路家文書 四四四 足利將軍 家御教書写
- (18) 『庶民生活資料集成』二十二卷所収 三二書房
- (19) 『経覚私要鈔』寛正二年正月十九日条
- (20) 『経覚私要鈔』文明二年正月十八日条 『大日本史料』八之四
- (21) 『経覚私要鈔』文明四年正月十八日条 『大日本史料』八之六
- (22) 『石清水八幡宮史』史料四輯
- (23) 注(11)参照
- (24) 『大日本古文書』石清水文書之四 年中用抄上 八月十五日放生会の条
- (25) 『岩波古典文学大系』「或所膳部、見善雄伴大納言靈語第十一」
- (26) 『春日大社文書』所収 年月日未詳奈良坂非人等陳状案
- (27) 『奈良の部落史 史料編』奈良市同和地区史的調査委員会編 九八頁 一九八六年
- (28) 「古代・中世の差別問題」(『奈良の部落史に学ぶ』所収 上田正昭編 明石書店) 一九八九年、『新編部落の歴史』
部落解放研究所編に転載 一九九三年
- (29) 『東寺百合文書』ホ一二 中御門経宣奉書、同文書せ 後宇多上皇院宣、なお京都府総合資料館編『東寺百合文書』(一九七〇年刊)の解題に、この過程について早くから指摘がある。
- (30) 『東寺百合文書』御一之七七止 斯波義将奉書、同文書せ武 室町幕府御教書
- (31) 『大日本古文書』家わけ 東寺百合文書ち
- (32) 『日本歴史』三九四号 一九八一年
- (33) 北野宮三年一請会引付
- (34) 『北野社家日記』一

- (35) 『蔭涼軒日録』 同月十三日条
- (36) 『蔭涼軒日録』 同月二十四日条
- (37) 『目代日記紙背文書』 延徳二年三月二十二日条
- (38) 『目代日記紙背文書』 同年二十一日条
- (39) 『長興宿祢記』 (『史籍集覧』第二十四冊)
- (40) 『言繼卿記』 元龜二年正月二十八日条にも、武具を着した河原者が行刑に随行して警固したとある。
- (41) 『北野社家日記』 延徳二年五月十九日条・『多聞院日記』 同年同月二十一日条
- (42) 『九条尚経公記』
- (43) 『山科家札記』 文明十八年三月十七日条
- (44) 注(27)参照
- (45) えたの読みは、古来えつたの読みがあるが、カタカナ書きであると「ツ」と「ン」の文字は判別しにくい。ここでは後者の音で表記されていることになろう。
- (46) 『検非違使 中世のけがれと権力』 平凡社 一九八六年、『日本中世の身分と社会』 塙書房 一九九三年。また川嶋将生は「移行期における河原者の動向——一六世紀後半から一七世紀前半にかけて——」(『世界人権問題研究センタ―研究紀要』 第四号一九九九年三月)は権門との関係で近世への移行を検討している。